

療育手帳 **新規**交付 申請手続きについて

(18歳未満、18歳以上の児童施設入所者)

手続きの流れについては、裏面のとおりです

以下の書類をそろえて、西宮市 障害福祉課 へ提出してください 【郵送可】

＜新 規＞

■・・・必須の書類 □・・・該当する場合のみ

■ ① 療育手帳交付（更新）申請書

■ ② 調査票

■ ③ 写真 1枚 <<縦4cm×横3cm>> ・・・・裏面に氏名を記入してください

* 面談の際に兵庫県立西宮こども家庭センターへ持参することも可

⇒ 上半身脱帽で1年以内に撮影したもの（白黒、カラーいずれも可）

既定外のサイズや写真専用紙でない、顔がはっきり写っていないものは不可

□ ④ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

⇒ 所持されている方のみ

□ ⑤ 発達検査・知能検査等の結果（写し）

⇒ お持ちの方は、ご提出ください

* 診断書について

申請時に、市へ診断書を提出いただく必要はありません。ただし、兵庫県立西宮こども家庭センターでの判定において、提出を求められる場合があります

* 面談日時の希望（曜日・時間帯など）がありましたら、調査票(裏面)に鉛筆でご記入ください

不明な点がありましたら下記へお問い合わせください

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市 障害福祉課

0798-35-3194

【裏面有り】

＜療育手帳とは＞

知的障害児（者）が一貫した指導・相談や障害福祉サービス等を受けやすくするため、知的障害者更生相談所またはこども家庭センターにおいて知的障害と判定された人に対し、兵庫県より交付されます。なお、兵庫県（神戸市を除く）では、知的障害を伴わない発達障害の方も療育手帳の対象となる可能性があります。

＜知的障害とは＞

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいいます。

<手続きの流れ> 申請から交付まで、通常2～3か月かかります

- ① 申請書類を西宮市（障害福祉課）へ提出
- ② 西宮市（障害福祉課）から「兵庫県立西宮こども家庭センター」（以下「こどもセンター」）へ申請書類を送付
- ③ 「こどもセンター」から申請者へ面談日程を通知
- ④ 「こどもセンター」にて面談
- ⑤ 「こどもセンター」が西宮市（障害福祉課）へ療育手帳を送付
- ⑥ 西宮市（障害福祉課）から申請者へ療育手帳を送付。【簡易書留】
※障害福祉課の窓口にて手帳を受け取りいただく場合もあります

兵庫県立西宮こども家庭センター 〒662-0862 西宮市青木町3-23
【電話】（0798）71-4670 【FAX】（0798）74-2538



- 【JR】西宮駅より 徒歩12分
西宮駅より 阪急バス11・19系統（甲東園行き）「室川町」下車 徒歩2分
- 【阪急】西宮北口駅より 徒歩15分
- 【阪神】西宮駅より 阪神バス2番のりば（山手線東回り）又は（鷲林寺線東回り）
「室川町」下車 徒歩2分